

自己資本の構成に関する開示事項（平成 26 年 3 月末自己資本比率・確定値）

【連結】

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	679,616		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	437,645		2
うち、自己株式の額（ ）	17,581		1c
うち、社外流出予定額（ ）	7,650		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	374		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	14,096	56,385	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	4,809		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入されるものの額	4,809		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	698,896		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,419	5,677	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	1,419	5,677	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	278	1,112	11
適格引当金不足額	6,463	25,853	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12	51	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
退職給付に係る資産の額	678	2,713	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	5	23	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	21

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	10,184		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	18,486		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（イ） - （ロ）（ハ）	680,409		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,662		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,131		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	1,131		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	2,793		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	12,978		
うち、適格引当金不足額	12,926		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	51		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	12,978		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（ニ） - （ホ）（ヘ）	-		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（ハ） + （ヘ）（ト）	680,409		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		

Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	390		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	15,000		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	190		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	190		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	41,762		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	41,762		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	57,343		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	12,926		
うち、適格引当金不足額	12,926		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	12,926		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	44,416		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	724,826		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	13,038		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。）に係る額	8,790		
うち、退職給付に係る資産に係る額	4,174		
うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	73		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,292,318		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.85		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.85		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.69		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	70,548		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,767		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		75

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	190		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	898		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	28,254		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	24,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		85

（注）1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（資本構成の開示要件）」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	648,690		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	404,144		2
うち、自己株式の額()	17,581		1c
うち、社外流出予定額()	5,076		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	374		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	13,098	52,393	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	662,162		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,399	5,597	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,399	5,597	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	278	1,112	11
適格引当金不足額	9,468	37,872	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12	51	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	638	2,553	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	5	23	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	17,856		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,102		28

普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	633,059	29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,131		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	1,131		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ)	1,131	36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	18,987		
うち、適格引当金不足額	18,936		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	51		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ)	18,987	43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ))	(ヘ)	-	44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)	633,059	45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	4		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	4		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	39,313		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	39,313		
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	54,318	51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55

経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	18,936		
うち、適格引当金不足額	18,936		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	18,936		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	35,382		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	668,441		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	12,665		
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。) に係る額	8,665		
うち、前払年金費用に係る額	3,927		
うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額	73		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,123,010		60
自己資本比率			
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.35		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.35		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.04		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	64,955		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,846		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	4		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	424		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	28,149		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	24,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書 (資本構成の開示要件) における開示様式に記載された項目番号です。